

ダイオキシン類の発生を抑えるためにご理解とご協力をお願いします。



平成 16 年 4 月 1 日から 家庭ごみの野外焼却が 禁止されます。

簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。

このため、これらの焼却方法を禁止する生活環境保全条例(※)を平成 13 年 12 月に制定しました。この規制は平成 16 年 4 月 1 日から施行されます。

※正式名称「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」(平成 13 年岩手県条例第 71 号)

家庭ごみは、市町村のごみ収集に出していただき、ダイオキシン対策のなされた焼却施設で焼却処理することが、私たちの身近な環境を保全することにつながります。

また、併せて、できるだけごみを出さない工夫をし、ごみの量を減らすようにしましょう。

焼却行為に関する規制の効果

ダイオキシン類の一戸(4 人家族)あたりの排出量(単位: $\mu\text{g-TEQ/年}$)



・ごみを家庭で焼却すると、平均的な市町村焼却炉で焼却した場合に比べ、ダイオキシン類の排出量は 15 倍に、最新(平成 14 年規制対応)の市町村焼却炉との比較では、1800 倍にもなります。

※ μg (マイクログラム) $\rightarrow$ 100 万分の 1 グラム
TEQ:最も毒性の強いものの毒性を「1」として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して評価すること



ダイオキシン類は、高濃度の暴露による人に対する発がん性が確認されているほか、動物実験では口蓋裂の奇形を起こすことや、生殖機能、甲状腺機能及び免疫への影響があることが指摘されています。また、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」(1998 年 5 月環境省)において「内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質」としてリストアップされ、今後調査研究を進めていく対象とされています。呼吸や食物を通して人の体内に摂取されることにより、健康への影響が懸念される物質です。

図中の数値の説明

一戸(4 人家族)あたりの平均的なごみ焼却量約 2.9kg/日(平成 11 年度調査実績)を、それぞれのダイオキシン類排出原単位に乘じて、年間排出量を算出したものです。

①平成 14 年規制対応済みの市町村焼却炉:平成 12 年の県内の施設の実績値を基に算出した原単位

②平均的な市町村焼却炉:平成 12 年の県内の施設の実績値を基に算出した原単位

③家庭での自家焼却:小型焼却炉のダイオキシン類排出量(平成 12 年 6 月環境省調査)を基に算出した原単位

焼却行為に関する規制

(条例第52条関係)

小規模の廃棄物焼却炉を使用すること及び野外焼却をすることが原則として禁止されます。

●家庭用小型焼却炉など

●庭先や空き地でのごみの焼却、一斗缶やレンガ囲いを使用したごみの焼却など



※ただし、例外として野外焼却が認められる場合があります。

●法令に基づく焼却



伝染病家畜、松くい虫被害伐木等の焼却

●風俗習慣上の行事のための焼却



火祭り、どんと焼き等

●農林漁業のためのやむを得ない焼却



草、木の葉、枝、もみガラ、わら等の焼却

●学校教育等のための焼却



キャンプファイヤー等

例外として
野外焼却が
認められるもの

●落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却



落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝、空き地の刈りとった草木の焼却

※できるだけ市町村のごみ収集に出されるようお願いいたします。

上記の場合であっても次のものは焼却禁止です。(例外は認められません)

●廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革



罰則等

違反している場合には、停止の勧告や命令の適用があります。(条例第53条) 命令違反には、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が適用される場合があります。(条例第95条)

条例のほか法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)でも野外焼却は原則禁止です。

問い合わせ先

■各地方振興局保健福祉環境部・保健所

■県庁環境保全課 TEL.019-629-5356